

労災保険給付等一覧

保険給付の種類		支給事由	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養補償給付 療 養 給 付		業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき）。	必要な療養の給付	
		業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき）。	必要な療養費の全額	
休業補償給付 休 業 給 付		業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき。	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額
障害（補償）給付	障害補償年金 障 害 年 金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき。	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から131日分の年金	（障害特別支給金） 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 （障害特別年金） 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
	障害補償一時金 障 害 一 時 金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき。	障害の程度に応じ、給付基礎日額の503日分から56日分の一時金	（障害特別支給金） 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 （障害特別一時金） 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金
遺族（補償）給付	遺族補償年金 遺 族 年 金	業務災害又は通勤災害により死亡したとき。	遺族の数等に応じ、給付基礎日額の245日分から153日分の年金	（遺族特別支給金） 遺族の数にかかわらず、一律300万円 （遺族特別年金） 遺族の数に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金
	遺族補償一時金 遺 族 一 時 金	(1) 遺族（補償）年金を受け得る遺族がないとき (2) 遺族（補償）年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族（補償）年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき。	給付基礎日額の1000日分の一時金（ただし(2)の場合は、すでに支給した年金の合計を差し引いた額）	（遺族特別支給金） 遺族の数にかかわらず、一律300万円 （遺族特別一時金） 算定基礎日額の1000日分の一時金（ただし(2)の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額）

保険給付の種類	支給事由	保険給付の内容	特別支給金の内容
葬 祭 料 葬 祭 給 付	業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき。	315,000 円に給付基礎日額の 30 日分を加えた額（その額が給付基礎日額の 60 日分に満たない場合は、給付基礎日額の 60 日分）	
傷病補償年金 傷 病 年 金	業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後 1 年 6 ヶ月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 傷病が治っていないこと (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の 313 日分から 245 日分の年金	(傷病特別支給金) 障害の程度により 114 万円から 100 万円までの一時金 (傷病特別年金) 障害の程度により算定基礎日額の 313 日分から 245 日分の年金
介護補償給付 介 護 給 付	障害（補償）年金又は傷病（補償）年金受給者のうち第 1 級の者又は第 2 級の者（精神神経の障害及び胸腹部臓器の障害の者）であって、現に介護を受けているとき	常時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、104,970 円を上限とする）。 ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が 56,950 円を下回る場合は 56,950 円。 随時介護の場合は、介護の費用として支出した額（ただし、52,490 円を上限とする）。 ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が 28,480 円を下回る場合は 28,480 円。	
二次健康診断等 給付	事業主が実施する定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患に関連する一定の項目（血圧、血中脂質、血糖、肥満度）の全てについて異常の所見があると認められたとき。	(1) 二次健康診断 1 年度内に 1 回に限る。 (2) 特定保健指導 二次健康診断 1 回につき 1 回に限る。	

注 1) 「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、通勤災害に係るもの。

注 2) 表中の金額等は平成 16 年 4 月 1 日現在。

注 3) 給付基礎日額とは、原則として被災前直前 3 カ月間の賃金総額をその期間の暦日数で除した額（最低保障額 4,080 円 平成 17 年 8 月 1 日より）である。

注 4) 算定基礎日額とは、ボーナス等特別給与の一定額を 365 で除した額である。